

信州大学経法学部と社会福祉法人長野県社会福祉協議会との連携に関する協定書

信州大学経法学部（以下「甲」という。）と社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、地域におけるソーシャルワークの機能を高め、コミュニティの活性化や地域福祉の充実を図るとともに、地域課題に取り組む人材の育成に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）フューチャー・デザインとソーシャルワークの融合に関する研究
- （2）地域福祉活動へのフューチャー・デザインの実装
- （3）コミュニティソーシャルワーカーの育成
- （4）地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定
- （5）あんしん未来創造センターの取組
- （6）その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た相手方の秘密情報及び相手方が保有または管理する個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後において、甲乙双方が厳重に管理し、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示または漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協議）

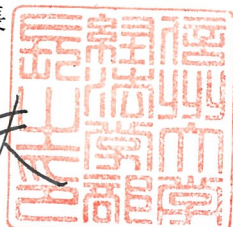
第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自が1通を保管するものとする。

令和5年2月9日

甲 信州大学経法学部長

廣瀬 純夫



乙 社会福祉法人長野県社会福祉協議会長

藤原 忠彦

